

「滋賀県環境審議会廃棄物部会」会議概要

1. 開催日時

平成25年3月27日（水） 13:30～15:40

2. 開催場所

県庁東館7階 大会議室

3. 出席委員

占部委員、笠原委員、勝見委員、高坂委員、小林委員（代理：中島氏）
佐山委員（代理：川崎氏）、芝原委員、谷本委員（代理：小山下氏）

4. 議事概要

○滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

・事務局から資料に基づき説明。

・質疑応答

（委員）

資料2、25の各種リサイクル法に則った資源化の取組について、建設発生土のリサイクル率が平成18年と比較して30%以上向上している。これは、何か特別な事業が取組があったのか。

（事務局）

具体的な理由はわからないが、リサイクルが進んでいた状況があって、増えているのではないかと思う。

（委員）

普通の増え方ではないと思う。何か平成18年度に大きな事業があって、残土が出て処分せざるを得なかった、あるいは逆のことがあって、大きな事業の発生土を受け入れたとか、大きな事象があったのでは。数字だけを見るとすごいと思うが、数字の裏側を教えてください。

それから、国土交通省の方では数年前に発生土の総量やリサイクルの定義を少し変えられたと思うが、この率の計算方法を横並びで比較できるのかも含めて、確認していただきたい。

（事務局）

正確な回答になるかわからないが、資料1の19頁、図29で産業廃棄物の排出量の経年変化を示している。平成19年以降排出量自体が減少している傾向にある。

従って、推計であるが、リサイクル量は変わらないものの、全体が減ることにより率が上がったということもあると考える。

(委員)

一点確認したいが、この図は産業廃棄物だが、建設発生土は含んでいるのか。

(事務局)

委員の仰るとおり建設発生土は産廃ではないが、建設工事の量に比例すると考えており、動向としては同じような形になるのではと考える。

(委員)

国交省で調べている分は、全国的にリサイクル率がここまで、30%も変わっている状況にあるのか。

(委員)

いまは最終処分量が5%以下になっており、95%がリユースなりリサイクルされている状況。どうしても処分しなければならない汚泥等があるくらい。ただ、急激に30%も変わるようなデータがあるかは。

(事務局)

詳細につきましてはデータを確認し、後日報告させていただく。

(部会長)

国交省の資源化目標等がこの時点でできていたのかも含めて、願います。

(※補足：従来から工事発生土の再利用を促進することとしていたが、「県建設副産物処理基準」が平成20年度改正され、工事発生場所から50km圏内の別工事で再利用するよう明確な基準ができたことから、平成20年度以降のリサイクル率が格段に上昇した。)

(委員)

資料1のデータは、本日お配りいただいている冊子など、どこかに出るのか。

(事務局)

本日お配りした「滋賀の廃棄物」という冊子にしている。

(委員)

その際読者は、滋賀県の状況がどう変化しているか、滋賀県が全国的に見てどのような状況にあるかを見ることが多いと思われる。ごみ量に関する大きな要因としては人口と世帯数があると思う。冊子を見ていると、市町別ごみ排出量が記載されているが、当然、人口や世帯数が多いところは量も多くなる。ごみ量のみ情報では市町が頑張っているのか、全国と対比した場合滋賀県はどのような状況か判断できない。ごみ量の資料には、少なくとも人口など、変動要因の項目も加えてもらいたい。評価する場合に必要なデータはつけていただければと考える。

次に、資料4にある平成27年度の目標値について、既に達成されているものもあるが、平成27年度まで目標値は変えずに行くのか。

(事務局)

人口等の基本的なデータの記載については努力させていただく。

ご存じのとおり、滋賀県は全国的にも珍しく人口が増えている状況にある。人口や世帯数が増えているにもかかわらず、努力してごみを減らしていただいていると理解している。

目標値については既に目標を達成しているものもあるが、これについては、大きな要因に消費動向や景気の状態がある。平成 23 年度の速報値によると、大きな建設事業があったことから、産廃の建設業が少し増えている。従って、目標値をフィックスするのではなく、状況を見ながら継続させていただきたい。

(委員)

資料 4 の 7 頁、表 5 に産業廃棄物不法投棄の新規発生件数と年度内解決率の推移が記載されているが、新規に対する解決率か。そうであれば、解決されないものは累積していくと思うが、未解決件数は増えていっているということか。

(事務局)

新規発生件数は当該年度内に新たに認知した件数。当該年度内に解決に至らないものは継続案件となる。例えば 23 年度は新規発生件数 158 件に対し、前年度から繰り越している件数が 141 件という状況。継続案件についても解決に向け取り組んでいるが、継続案件の解決率は低くなり、33%となっている。継続案件はどうしても解決が難しい案件となっている。

(部会長)

継続案件が多く、その解決率は低いということだが、そのデータがあがっていない。それについてもフォローする、見ていくことは大事であり、この表にも書き込んでいくようにしてはどうか。

(事務局)

数字として把握しており、こういう資料等に実績としてあげていくかは検討させていただく。

(委員)

産業廃棄物不法投棄の定義は何か。環境白書では何トン以上等の基準で表が作成されていたと思うが。

(事務局)

環境省の実態調査では一定規模以上のものを把握しているが、滋賀県の件数は制限なしに小さいものから全て。県下各環境事務所と大津市が認知している件数をあげている。廃棄物処理法に反した廃棄物の処理ということで、野外焼却からいわゆる不法投棄、不適正な保管も案件としてとらえている。

(委員)

そうすると、個人が投棄したごみ等は含まれないのか。

(事務局)

家庭ごみは一般廃棄物であり、産業廃棄物ではないので含まない。

(委員)

産業廃棄物の取組の中で監視指導の項目があったが、県が許可を与えたところについての指導だと思う。許可のない部分、例えば廃家電等を水面下で集めているところがあり、有価で集めているからかもしれないが、そういう業者への県としての指導体制は。国からも、許可を持たない業者の廃家電の回収について通達が出ていたと思うが、その辺りとの関係は。

(事務局)

産業廃棄物の観点において、小規模なもの、許可対象外の施設についても、処分業絡みについては立入検査を行い適正な状態か確認している。

廃家電の関係については、各家庭から集められたものがほとんどだと思うが、そうになると一般廃棄物のカテゴリーとなり、産業廃棄物の対象からは外れると考える。ただ、廃家電については委員のおっしゃるとおり通達が出ており、市町や警察の取組とどうしていくのか検討している状況。

(委員)

周りを見ているといかがなものかと思う状況で、冷蔵庫等の解体もしており、フロンの問題も含めて、重要であり監視すべきではないかと考えている。

(事務局)

一般廃棄物ということもあり、現場では市町に協力をいただき、指導していただかなければならないと考えている。情報共有しながら、環境省から処理指針も示されたので、それを厳格に適用していくために研究を重ねている状況。

(部会長)

災害廃棄物について、資料4の6頁に関連して、大規模な災害が発生した場合、大阪湾フェニックスやクリーンセンター滋賀に災害廃棄物を運ぶことは検討されているのか。県内の埋立処分場で余裕のあるところはないと思うが、どう調整するのか。

4頁の①で、ごみ発電等の熱利用施設の導入について記載されているが、その実績は。またどのような対応をされているのか。

(事務局)

一般廃棄物の最終処分量の半分以上がフェニックスに運ばれており、災害時にはフェニックスのお世話になると思うが、フェニックスには災害時処分用の容量をお持ちと聞いているのが、どれだけの量の受け入れをお願いできるかは、マニュアルの外の話であり、フェニックスと直接調整させていただく。

このマニュアルは県内の一部の市町で支障が起こった場合に、別の市町に焼却の応援を依頼する等を想定している。県全体で起こった場合には県で情報をまとめ、フェニックスに応援を依頼する手順を考えている。

クリーンセンター滋賀は現況、産廃の許可しかなく、一般廃棄物である災害廃棄物を受け入れるには事前に地元市との調整が必要となる。

ごみ発電については中部清掃一箇所のみ。それ以外では地域計画の中で発電を検討されているところもあるが、地元調整が難航しており具体化に至っていない状況。

(部会長)

熱利用促進に関して、県からの補助は行われているのか。

(事務局)

厳しい財政状況の中、県の交付金制度については21年度で廃止している。

(部会長)

目標に含まれていることから、施設更新の機会を捉え、県も積極的にアクションを起こしていただきたい。交付金があると動きやすい。全国的に見ると滋賀県の熱利用は非常に悪いわけで、これが今後も続くようなことは避けるべき。

(事務局)

国の交付金の方で、高効率発電化された場合は交付率が1/3から1/2に引き上げられる状況にあるので、当然市町で整備される場合は考慮されている。規模の要件があるので発電は難しいが、それ以外の熱利用は考えておられる状況にある。そういったことも含め、県からも助言し、熱利用を進めていきたいと考えている。

(部会長)

意見を整理すると、建設発生土についての意見には、事務局より改めて報告させていただく。

人口あたりの表記をすべきという意見には、主要な項目については努力するという事。

第三次計画で既に目標を達成している項目についてどうするかとの意見には、景気動向を見ながら対応したいということ。

不法投棄に関連し、未解決件数についての意見には、表記の仕方について検討したい。

廃家電についての監視指導については、一廃扱いであり、環境省の指針に基づき、市町と連携していきたいということ。

災害廃棄物の市町との調整については、主に焼却を考えており、焼却灰についてはフェニックスに余裕があればという前提であるが、今後調整していきたいとのこと。熱利用については、今後市町の地域計画を見ながら有効な助言をしていきたいとのことであった。

○旧アール・ディエン지니어リング最終処分場対策工事の状況について

・事務局から資料に基づき説明。

・質疑応答

(委員)

平成27年度からの計画で、廃棄物を掘削し、底面をセメント系改良材で遮水するとの説明であったが、何を改良するのか。

(事務局)

材料の土は外部から、できれば他の工事発生土を用い、場内でセメントと混ぜ改良したもので遮水することを考えている。

(委員)

それで遮水できるのか。

(事務局)

透水係数 10 のマイナス 6 乗以下となるよう、事前に試験を行う。

(委員)

おそらく透水試験を行うと思うが、それだけで検証したことにならないのではないか。セメントでは固めてしまうので、上にもものが乗ると力が掛かり、沈下、変形してしまう。そういう状況になっても遮水性があることを保証するのは難しいのでは。変形追随性を遮水材を使うのであればわかるが、セメント系材料の使用には疑問を持っている。

(事務局)

具体的にどのような遮水材を使うかは、実際に施工する業者の提案も含めて考えていく。例えば、セメントにベントナイトを混ぜるとある程度追随性が出るという報告もあるので、遮水できる材料を使い、事前の調査、試験、施工管理を徹底し進めていきたいと考えている。

(委員)

従来の土木の地盤改良とは発想を切り替えて、十分に遮水できることを保証できる方法を検討いただきたい。

(部会長)

セメント系改良材で確定しているような書き方だが、確定していないのか。廃棄物が上に乗っても遮水性能があるべきというのは重要な指摘と思う。

(事務局)

コンクリート構造物のように堅いもので蓋をするというより、追随性が十分あるので施工する。一番よい方法で実施できるよう、仕様を考えていく。

(委員)

周辺住民の皆さんも大変勉強されており、セメントで固めるよりも粘土系の方がよいと仰っているので、そういうことも踏まえ、安全なものを施工していただきたい。

(部会長)

最終的には仕様の内容で決まるので、十分考慮してやっていただきたい。

(委員)

最近、工材価格もあがっている。工事期間は数年間にわたるが、単年度の契約だと、

物価が上がって行くにつれ、予算を圧迫するのではないか。

(事務局)

平成 25 年度から 32 年度までの 8 年間の契約を考えている。材料費等、物価変動については、変更契約で対応する。

(委員)

心配するのは、物価変動により計画を上回ること。その辺りも考慮されているのか、また国においても変更を認めてもらえるのか。入札しても参加が見込めない状況にならないか。

(事務局)

二次対策工事の 70 億円というのは、実施設計前の金額であり、一定、安全度を含めている。また入札残額もある。機材よりも人件費の部分が多い工事になるので、人件費のアップが読めない状況ではあるが、業者から提案をしてもらい進めていくので、入札が不調になるようなことはないと考える。ただ、人件費の変動など見通せない部分については、ルールの中で変更契約により対応していく。

(部会長)

契約は 8 年間の一括か、1 年ごとか。

(事務局)

二次対策工事はいくつかの契約に分かれる。それぞれ発注していくが、二次対策全体工事については 8 年間になる。

(部会長)

今回、調査データが出されたが、これは浸透水のみ。下流の井戸のデータは採っているのか。工事により廃棄物が攪乱され、濃度が上がると思うが、今回のデータではむしろ下がっている。

(事務局)

このデータは工事による影響を見るためのもので、毎月実施したもの。また四半期に一度は下流の井戸も含めた調査を行っている。地下水汚染が起こる原因は、粘土層に穴が空いた部分から廃棄物にふれた汚染水が漏れ出していることによる。

工事による影響を見るには浸透水を見ており、また下流井戸の調査においても影響は見られない。

(部会長)

掘削して発見したドラム缶は、想定した範囲か。

(事務局)

掘削エリアは、元従業員の証言により試掘して発見した場所、その周りを EM 探査による金属反応等を見て判断した。発見した 79 本のドラム缶が多いかと思えるか少ないかと思えるかは判断が難しいところであるが、EM 探査で磁化率が高いところからドラ

ム缶が見つかっている。

証言では埋め立てた後、重機で5 mほど掘り、ドラム缶を埋めたというもので、その証言に基づき5 mまで掘削した。EM探査で磁化率が高いところは、どこまで届いているのかわからないこともあったが、ドラム缶は5 mの深さまでで無くなっていた。それよりもさらに深いところに埋まっている可能性もあったので、5 m掘削した底面でさらにEM探査を行ったところ、金属反応はなかった。あったものは取り切れたのではないかと考えている。

(部会長)

全体的に見て、想定外のものや、想定以上の値が検出されたものはなかったということか。

(事務局)

ものとしては想定していたものであったが、掘ってみないとわからないところもあり、ドラム缶のようなものももっと多く、医療系は少ないのではないかと考えていた。医療系が多く、そのほとんどは許可されていたガラス屑のようなものであったが、所々、血液が付着したものもあったので、念のため医療系についても搬出した。

(部会長)

これまでの意見をまとめると、セメント系で遮水することについて、変形対応性のあるものでないといけないのではという意見については、試験等で十分確認するということ。変形追随性のあるものについて、仕様に加えることで対応したいということ。

インフレ等、コスト高になるおそれについて、契約期間が8年の長期にわたるが、ルールに基づき変更していくということ。

今回の一次工事による攪乱の影響については、下流の井戸の計測でも影響は出ていないということであった。

掘削の想定量については、ドラム缶は少なかったが、医療系のガラス等が多かったということ。

これまでは概ね計画通りに進行しているということであった。

(以上)